

## 道路除雪についてのお願い

除雪車は、車道積雪が10cm以上、またはこれに達することが見込まれる場合に出動し、夜間の限られた時間で長距離の除雪を行います。このため、次のことにご協力をお願いします。

### ① 道路の除雪

除雪車は道路脇に雪をかき分けます。自宅の玄関前などの雪処理にご協力ください。また、雪を道路へ出さないでください。

### ② 樹木や消雪施設は適切に管理を

除雪車に接触し除雪できない場合があります。雪で曲がった枝が通行を妨げるほか、交通事故の危険性が高まります。

### ③ 作業中の除雪車には近づかない

特に夜間は除雪車の運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる恐れがあります。

### ④ 路上駐車はやめましょう

除雪作業を妨げ、車に傷をつける恐れがあります。また、通行する人の迷惑になります。

■問合せ…道路課雪対策室（☎025-526-5111、内線 1691）または各総合事務所



## 地盤沈下を防ぐために、節水にご協力ください



消雪のため地下水を多く汲み上げると、地盤が沈下し、住宅などに大きな被害が発生する恐れがあります。雪が降りやんでいるときは、消雪パイプの水をこまめに止め、人力や機械による除雪を行うなど、地下水の節水にご協力ください。

また、市では地盤沈下の進行を抑制するため、揚水設備の設置を規制しています。届け出などが必要な地域で揚水設備を設置・変更する場合は、着工前に市、県または施工業者に問い合わせてください。

### 設置者の皆さんへのお願い

- 揚水量を抑制するため、節水型の自動降雪感知器の設置や汲み上げた地下水の再利用に努めてください。
- 事業所や集合住宅では、機械除雪の併用に努めてください。
- 地盤沈下の恐れがあるとき、県は地盤沈下注意報や警報を発令しますので、地下水の一層の節水にご協力ください。特に、警報発令時は、地下水の使用量の半減に努めてください。

■問合せ…環境保全課（☎025-526-3496）

## ガス水道設備の損傷を防ぐために

### 一酸化炭素中毒やガス漏れによる事故に気を付けましょう

- 雪でふろ釜や湯沸器の給気口が埋まったり、排気筒が折れたりすると一酸化炭素中毒の事故につながります。雪の状況を見て給気口などの設備を点検してください。
- 雪下ろしや除雪でガス管やLPガス設備が損傷し、ガス漏れによる事故につながる恐れがあります。ガスメーターやガス管、LPガス設備に雪をぶつけないように注意してください。

### 水道管の破裂に気を付けましょう

- 外気温が氷点下になると、水道管内の水が凍り、管が破裂することがあります。保温材や凍結防止ヒーターの取付けや蛇口から細く水を出すことで凍結を防止してください。凍結した場合は、蛇口を開けて凍結部分にタオルを当て、その上から約50度のお湯をかけてゆっくり解凍してください。
- 水道管が破裂したときは、メーターボックス内の止水栓を閉め、お近くのガス水道局指定工事業者へ連絡してください。

■問合せ…○都市ガス、水道に関して＝ガス水道局（☎025-522-5512）または各営業所  
○LPガスに関して＝（一社）新潟県LPガス協会（☎025-267-3171）



## 冬に備えましょう

本格的な雪のシーズンが訪れます。しっかりと備え、安全な除雪や事故の防止に努めましょう。

市ホームページでは、全市域の除雪車の稼働状況や除雪の進行状況などを公開しています。また、主要な地点の降積雪量や市全域の降雪予報も掲載しています。

市ホームページのトップページ左側に上のバナーを掲載します。（12月1日～令和3年3月31日）▲



## 毎年、除雪中の事故が発生しています

毎年、雪による事故で、多くの方がけがをしています。事故原因の多くは、屋根雪下ろし中の落下と除雪機の作業によるものです。事故を防ぐために、次の注意点を確認し、作業を行ってください。また、疲れているときは、無理をせず作業を控えましょう。

■問合せ…危機管理課（☎025-526-5111、内線1732）

### 屋根雪下ろし作業時の注意点

- 作業は、家族や隣近所にも声を掛け2人以上で行いましょう。
- はしごを使うときは横滑りや転倒を防ぐため必ず固定し、はしごから屋根へ移動するときは特に注意しましょう。
- 屋根の下を通る人、特に子どもに注意しましょう。
- 屋根からスノーダンプで雪を下ろすときは、一緒に落下しないよう無理をせず小分けにして雪を下ろしましょう。
- 作業する際は、ヘルメットや滑りにくい履物を着用し、安全帯や命綱も使用しましょう。
- 屋根雪下ろし作業時の注意点や作業用具について、詳しくは、県地域政策課ホームページをご覧ください。（「除雪作業中の事故にご注意ください」、「雪下ろし作業用具（安全帯、命綱、アンカー等）の入手、使い方について」）



### 除雪機による作業時の注意点



- 除雪機に巻き込まれないよう、服装を整えましょう。
- 作業中は、周りに人を近づかせないようにしましょう。
- 安全装置を無効化して使用することはやめましょう。
- 除雪機に詰まった雪を取り除くときは、必ずエンジンを止めてから、雪かき棒などを使用しましょう。
- 除雪機から離れるときは、必ずエンジンを止めましょう。
- 除雪機の、移動中や収納中にも気を付け、特に後進時は注意しましょう。

詳しくは、県県民生活課ホームページをご覧ください。（「除雪機使用時の事故に注意しましょう！～デッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちます～」）

## 要援護世帯の除雪費を助成



屋根、玄関前、下ろした屋根雪、車庫、納屋などを自力で除雪することが難しい世帯で、一定の要件を満たす場合は、業者などに除雪を依頼する費用の一部を助成します。お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談してください。

▶助成上限額…多雪区域 6万5,600円、その他の区域 4万1,000円

■問合せ…高齢者支援課（☎025-526-5111、内線1675）または各総合事務所